

「いしかわ地域活動ステイサポート事業」業務仕様書

1 概要

県外在住の社会人等を「いしかわ関わり隊」の隊員として登録し、県内に2日以上滞在し、祭りや農作業等の地域活動に参加しながら石川の良さを体感いただくとともに、参加後の定期的なイベント情報の提供等により、継続して本県に関わる石川ファンを増やすことで、将来的な移住の裾野の拡大につなげる。

2 委託業務期間

契約日から令和3年3月31日まで

3 委託予定金額

8,200千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 本事業の対象者について

石川県外に住む社会人およびその家族等とする

※学生の参加希望があった場合には、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（以下、「実行委員会」という）と協議の上、その参加の可否を決定する。

5 委託業務の内容

(1) 本事業の広報、参加者の募集に関する業務

ア 県外在住者（主に社会人）をターゲットとして、Webサイト・SNSの制作・更新、Web広告等を活用した広報活動を行う。

(ア) 令和2年5月末日までに専用サイトを作成、公開する。

(イ) 本事業のWebサイトの中に、いしかわトライアルステイサポート事業に関する情報およびリンク等を追加すること。

(ウ) 次の事項は必須とし、その他に参加者数の増加に資する事項を積極的に提案すること。

a 参加者受入団体・地域情報等を掲載するページ

b 参加者の応募受付フォーム

c Facebook、Twitter、Instagram等の各種SNSと連動したページ

d 石川県の概要、観光地、暮らしやすさなどの魅力を紹介するページ

e 事務局からのお知らせを掲載するページ

f 参加者の本事業体験談を掲載するページ

g 本県主催や他県主催、総務省主催の説明会（ふるさとワーキングホリデーの説明会含む）情報を掲載するページ

h 問い合わせページ

i よくある質問に対する回答ページ

イ チラシ・ポスターの作成

(ア) チラシはA4サイズ、両面カラーとし、4,000部以上作成する。ただし、複数回に分けて印刷してもよいこととする。

(イ) ポスターは(A3サイズ以上)50部以上作成する。

ウ 参加者を「いしかわ関わり隊」の隊員(以下、「隊員」という)と位置づけるにあたり、隊員であることを証する隊員証(隊員番号、隊員の取り組むミッション、事務局連絡先を記載)を作成し、隊員の希望に応じて、紙または電子データで配布する。

エ 本事業の募集に関する説明会を1回以上行う。また、必要に応じて本事業参加者の交流会を行う。

オ 参加者・参加希望者への日当や交通費、宿泊費等の金銭給付は行ってはならない(受入団体・地域等が自らの費用負担により支給する場合を除く)。

(2) 県内団体・地域等での活動に関する業務

ア 参加者の受け入れを希望する団体・地域等の掘り起こしを行うとともに、団体・地域等の情報をWebサイトに掲載する。

イ 参加者と受入団体・地域等とのスムーズなマッチングのため、参加者・受入団体・地域等との面談等を実施する。

ウ マッチング方法については、実行委員会と協議の上、決定する。

エ 参加者と受入団体・地域等とは労働契約を締結せず、原則ボランティアで行うものとする。

オ 参加者の要望を聞きながら、参加者が県内各地域で行われる地域行事や移住者・地元住民等と交流できるイベントに参加できるよう調整・サポートする。

カ 「いしかわ里山ポイント制度」や「いしかわ農村ボランティア事業」等、日帰りを想定している事業のメニューと連携する場合は、別途本事業独自の地域活動プログラムを作成し、2日以上地域活動に参加するプログラムとして実施すること。

キ 委託費の範囲内で、受入団体に対して、参加者に対する指導経費として参加者1人あたり3,000円/日を上限に補助すること。ただし、県や関係団体等の他の補助金を活用している受入団体・地域等に対しての補助は行わないこと。また、「いしかわ里山ポイント制度」や「いしかわ農村ボランティア事業」等、受入団体・地域等に対して補助を実施しない事業については、補助を行わないこと。

(3) 「いしかわ関わり隊」隊員のサポートに関する業務

ア 地域団体と連携して隊員の地域での活動状況を必ず一度は現地で確認し、必要に応じて助言等を行う。

イ 隊員の個別ニーズに応じて、交流・体験メニューの紹介等を行う。

ウ 石川県内の交流・観光・物産・移住に関するイベント等の情報について隊員(過去

の参加者含む)にメール(メルマガ)やSNS等で情報提供を行う。

エ 隊員に、SNSや口コミ等による情報発信を促すとともに、隊員に活動状況や成果を報告してもらい、必要に応じてWebサイトで情報発信を行う。

オ 隊員の現地活動終了後も引き続きメール(メルマガ)やSNS等で情報提供を続けていくとともに、本県来県時のサポートも行う。

(4) 相談窓口の設置・運営に関する業務

ア 参加者滞在時の万一のトラブル等に備えて、参加者等からの相談を受け付ける相談窓口を設け、対応者を1名以上配置する。

イ 相談対応等時間については、実行委員会と協議の上、決定する。

(5) 本事業委託期間中における事業参加者の把握・管理を行い、その一環としてアンケート調査を実施することとし、把握した情報やアンケート結果は事業実施結果として実行委員会に報告する。

(6) その他に本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、実行委員会と協議の上、実施する。

6 成果品の提出

成果物は次のとおりとする。

(1) 実績報告書

本事業の実施内容を記載した実績報告書を2部作成し、A4サイズで提出すること。

(2) 電子データ

実績報告書データについては、併せてDVD等の電子媒体により提出すること。

(3) 提出期限

成果物の提出は令和3年3月31日を期限とする。

7 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。

ただし、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

8 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合に当たっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係の報告義務

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

10 留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(2) 業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(3) 業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。

(4) 募集にあたり、再委託を行う場合には、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。